

# 大原グラウンド ホッケー場再整備事業

## 募集要項

令和6年10月

いすみ市

# 目次

第1	<u>事業内容に関する事項</u>	1
1.	事業名称	1
2.	事業目的	1
3.	一般事項	1
4.	契約	1
5.	支払条件	2
6.	事務局	2
第2	<u>事業者の募集に関する事項</u>	3
1.	選定の方法	3
2.	募集及び選定のスケジュール	3
3.	現地調査	3
4.	募集要項等に関する質問受付、質問回答の公表	4
5.	参加資格の確認及び結果通知	4
第3	<u>参加資格に関する条件等</u>	5
1.	参加者の構成	5
2.	参加資格要件	5
3.	その他	7
第4	<u>一次審査（資格審査）</u>	8
1.	一次審査の受付	8
2.	一次審査結果の通知	8
3.	無資格理由説明請求	8
第5	<u>二次審査（提案審査）</u>	9
1.	二次審査提出書類の受付	9
2.	事業者の選定	9
3.	審査結果及び評価公表	10
第6	<u>提出書類・作成要領</u>	11
1.	一次審査に関する提出書類	11
2.	応募辞退時に関する提出書類	11
3.	二次審査に関する提出書類	11
第7	<u>その他</u>	13
1.	留意事項	13

別添資料

資料1 発注仕様書

資料2 事業者選定基準

資料3 様式集

資料4 図面等

資料5 契約書（案）

## 第1 事業内容に関する事項

### 1. 事業名称

大原グラウンド ホッケー場再整備事業

### 2. 事業目的

大原グラウンドは、平成20年に千葉県唯一の公認ホッケー場として整備し、第65回国民体育大会「ゆめ半島千葉国体」でホッケーの会場となり、国体以降は、市内、県内の大会、関東圏域の大会会場として、多くの選手に利用されてきた。

しかし、整備後、約16年が経過し、ホッケー場の人工芝の劣化も随所に見られてきており、令和8年にホッケー競技大会開催が予定されていることから、人工芝張替えの再整備を行うとともに、フィールド半円部分を新規に人工芝とし、ホッケーなどの練習場として利用できるものとする。

そこで、本市は大原グラウンド ホッケー場再整備事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、民間の保有するノウハウや特殊・特許工法等を積極的に取り入れて事業の効率化を図ること、また、資材高騰や職人不足に対して早期に確保できるよう、設計施工一括発注方式を導入することとした。

事業者選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により提案を幅広く求め、優れた設計・施工工法を選定し施工することを主な目的とする。

### 3. 一般事項

#### (1) 施工対象施設

いすみ市大原グラウンド（千葉県いすみ市大原 6546 番地 1 ほか）

#### (2) 事業期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月18日（水）まで

#### (3) 業務概要

本事業を実施する者として選定された民間事業者（以下「事業者」という。）は、以下の業務を行う。

- ① ホッケー場：人工芝張替舗装
- ② フィールド両端半円部分：人工芝新設舗装
- ③ クラブハウス：軽量鉄骨造一部木造平屋建て改修
- ④ ホッケー場囲いネット張替え
- ⑤ その他、総事業費範囲内で施設価値を高める応募者からの積極的な追加提案
- ⑥ 上記①～⑤の工事に必要な調査業務、設計業務および工事監理業務

なお、業務内容における要求事項を、本仕様書「第2 要求事項」に示す。

### 4. 契約

#### (1) 契約締結

仮契約締結 令和7年1月下旬

契約効力発生 令和7年3月上旬（議会承認日）

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による、議会の承認が必要となる案件。

## (2) 契約方法

随意契約による設計施工一括契約

## (3) 契約金額

契約金額は、事業者の提案金額（消費税及び地方消費税を除く）を基本に定めることとする。  
提案価格（消費税及び地方消費税を除く）の上限額は 332,000 千円、下限額は上限額の 90%とする。  
提案価格が上限額を超えている、又は下限額を下回る場合は、失格となる。

## 5. 支払条件

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。詳細は、本市と事業者との間で締結する設計施工一括契約書約款に示す。

### (1) 設計費（各種調査業務を含む）

年度	支払い内容	支払い限度額
令和7年度	前金払い	年度出来高予定額の 30%以内
	完成払い	設計費相当額の残高

### (2) 施工費（事前調査業務を含む）

年度	支払い内容	支払い限度額
令和7年度	前金払い	年度出来高予定額の 40%以内
	中間前金払い※1	年度出来高予定額の 20%以内
	完成払い	施工費相当額の残高

### (3) 工事監理費

年度	支払い内容	支払い限度額
令和7年度	完成払い	工事監理費相当額

※1 条件等は、「いすみ市公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払取扱要領」を参照のこと。

## 6. 事務局

本事業に係る事務局は、次のとおりとする。また、各種手続き、連絡先、提出先、問合せ先等は、特に指定のない限り、下記を窓口とする。

〒298-8501 千葉県いすみ市大原 7400 番地 1  
いすみ市役所 生涯学習課内 大原公民館  
TEL : 0470-62-2811 FAX : 0470-62-2836  
E-mail : ohara-bunka@city.isumi.lg.jp  
URL : <https://www.city.isumi.lg.jp/>

## 第2 事業者の募集に関する事項

### 1. 選定の方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

### 2. 募集及び選定のスケジュール

本事業の事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、下表のとおりとする。なお、当スケジュールは変更する場合がある。

日程	内容	
令和6年	10月9日(水)	公告及び募集要項等の配布開始
	10月9日(水)～10月23日(水)	現地調査の受付
	10月11日(金)～10月25日(金)	現地調査
	10月10日(木)～10月28日(月)	募集要項等に関する質問の受付
	11月6日(水)	募集要項等に関する質問に対する回答の公表
	11月11日(月)・12日(火)	一次審査提出書類の受付
	11月15日(金)	一次審査結果の通知
	11月18日(月)～22日(金)	一次審査を通過できなかった場合の理由説明受付
	11月25日(月)～11月27日(水)	一次審査を通過できなかった場合の理由説明に対する回答
	12月16日(月)・17日(火)	提案書の受付
令和7年	1月上旬	二次審査(提案審査)
	1月中旬	最優秀提案者の決定
	1月下旬	仮契約締結
	3月上旬	議会承認により契約効力発生・審査結果公表

### 3. 現地調査

本事業に係る応募者の参入促進及び理解向上等のため、応募者が個別に事業場所の現地調査を実施することが可能な機会を設ける。

現地調査を希望する応募者は、本市のホームページより、「(様式1-2) 現地調査申込書」のファイルを入手し、必要事項を記入の上、電子メールにて事務局へ提出すること。

なお、メールタイトルには「【大原グラウンド】現地調査の申込」と明記すること。メール送信後、事務局に電話の上、現地調査の日時を設定すること。電話のみでの受付は行わない。

現地調査の日程及び方法等は、次のとおりである。

**(1) 申込期限**

令和6年10月23日（水）17時必着

**(2) 調査日時**

令和6年10月11日（金）～10月25日（金）

9時～17時の間で、応募者1者当たり3時間程度を予定

**(3) 現地調査の受入が可能な者**

次の事項を満たす者について、現地調査の受入を可能とする。

ア 本事業の応募者

イ 現地調査の実施日に、本募集要項「第3 2.参加資格要件」を満たしている者

**(4) 調査方法**

本市立会いの下、行政事務等に支障のない範囲内で、原則として目視により見学すること。

メジャー、レーザー距離測定器、簡易な水準器等、施設に影響を与えない機器の利用は可能とする。

**4. 募集要項等に関する質問受付、質問回答の公表**

募集要項等に記載の内容に関する質疑応答を、以下に示す要領にて行う。

**(1) 受付期間**

令和6年10月10日（木）～10月28日（月）15時必着

**(2) 提出方法**

質問の内容を簡潔にまとめ、「(様式1-1) 募集要項等に関する質問書」(Excel)に記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記受付期間内に事務局へ提出すること。なお、メールタイトルには「【大原グラウンド】募集要項等に関する質問」と明記すること。また、送付後、事務局へ電話にて受信の確認を行うこと。

**(3) 質問回答の公表**

募集要項等に関する質問回答は、令和6年11月6日（水）を目処に、本市のホームページにおいて公表し、原則、個別に回答を行わないものとする。なお、質問者の事業者名は公表しない。

**5. 参加資格の確認及び結果通知**

**(1) 参加資格の確認**

本募集要項「第3 参加資格に関する条件等」に示す参加資格について、本募集要項「第4 1次審査（資格審査）」にて行い、全ての要件を満たす者が参加資格を有する者とする。

**(2) 参加資格の審査結果の通知**

上記（1）の確認結果は、本募集要項「第4 2.一次審査結果の通知」のとおり通知する。

### 第3 参加資格に関する条件等

本事業におけるプロポーザルに応募する参加者は、次に掲げる要件を全て備えていることとする。

#### 1. 参加者の構成

##### (1) 参加者の定義

参加者の構成は、次のとおりとする。

ア 参加者は、本市の求める性能を備えた本事業の対象工事の設計、施工及び工事監理をすることのできる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する単体の企業（以下「単体企業」という。）又は複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。

イ 参加者は、本事業の対象工事の設計、施工及び工事監理を行う企業1者、又は、設計及び工事監理を行う企業（以下「設計企業」という。）1者及び施工を行う企業（以下「建設企業」という。）1者の合計2者で構成される共同企業体により構成されるものとする。

ウ 単体企業又は構成企業から直接業務の一部を受託し又は請負うものを協力企業とする。

##### (2) 代表企業の選定

ア 共同企業体により参加する場合、建設企業を参加者の代表企業とし、参加資格確認書類にて明らかにするものとする。

イ 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや事業者となった場合の契約事務を含め、本市との調整・協議等における窓口役を担う他、本業務に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、本市への登録及び提出並びに本市からの通知等については、原則として全て代表企業を通じて行われるものとする。

##### (3) 複数応募の禁止

ア 単体企業及び単体企業と資本関係又は人的関係のある者は、参加グループの構成企業及び協力企業になることはできないものとする。

イ 参加グループの構成企業及び参加グループの構成企業と資本関係又は人的関係のある者は、単体企業、他の参加グループの構成企業及び協力企業になることはできないものとする。

#### 2. 参加資格要件

##### (1) 共通参加資格要件

単体企業又は参加グループの全ての構成企業及び協力企業は、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

ア 本公告から契約締結の日までの間に、いすみ市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく参加停止等の措置を受けている期間がある者。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。但し、手続き開始決定を受けている者を除く。

オ 本募集要項「第 5 2.（1）選定委員会の設置」に記載の選定委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。

## （2）設計及び工事監理業務を担当する企業の要件

単体企業又は設計及び工事監理業務を担当する共同企業体の構成企業は、以下に示す要件を全て備えていることとする。

ア 参加資格確認日において、「いすみ市建設工事等入札参加業者資格者名簿（測量コンサルタント：建築設計）」に登録され、千葉県、東京都、神奈川県又は埼玉県内に本店、支店又は営業所を有していること。

イ 国又は地方公共団体および学校法人等が発注した、グラウンド等屋外体育施設における新設または改修工事の設計実績および工事監理実績（同一施設でなくても可）を有していること。なお、当該実績は、公告日から起算して過去 10 年間に完了したものに限る。

ウ 管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）として、単体企業又は設計及び工事監理業務を担当する共同企業体の構成企業と、参加表明書の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者を配置できること。

エ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 6 第 4 項の規定による工事監理者として、単体企業又は設計及び工事監理業務を担当する共同企業体の構成企業と、参加表明書の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者を、専任で配置できること。

オ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

## （3）施工業務を担当する企業の要件

単体企業又は施工業務を担当する共同企業体の構成企業は、以下に示す要件を全て備えていることとする。

ア 参加資格確認日において、「いすみ市建設工事等入札参加業者資格者名簿（工事：造園工事）」に登録され、千葉県、東京都、神奈川県又は埼玉県内に、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けた本店、支店又は営業所を有していること。

イ 国土交通大臣又は都道府県知事が通知した建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値のうち、「造園工事」の公告日時点の数値が 800 点以上であること。

ウ 国又は地方公共団体および学校法人等が発注した、グラウンド等屋外体育施設における工事等で、5,000 m<sup>2</sup>以上の人工芝の新設または張替工事の施行実績を有していること。なお、当該実績は、公告日から起算して過去 10 年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであること。なお、共同企業体として有する工事实績については、共同企業体の代表構成員の場合とする。

エ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日号外法律第 100 号）第 26 条の規定による監理技術者として、単体企業又は施工業務を担当する共同企業体の構成企業と、参加表明書の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者を、施工期間中に専任かつ常駐で適切に配置できること。

なお、監理技術者は、建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、同法第 26 条第 5 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、事業者選定後においては、実際に配置する監理技術者等の変更は原則として認められない。

### 3. その他

#### (1) 地場企業の活用について

参加者は、下請や資材調達に当たって、積極的に地場企業を活用すること。

## 第4 一次審査（資格審査）

応募者が備えるべき参加資格の要件（本募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの確認審査を、いすみ市入札参加資格審査会にて行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（参加資格がない）とする。なお、応募者が1者の場合も、原則として資格審査を行うものとする。

### 1. 一次審査の受付

#### （1）受付期間

令和6年11月11日（月）・12日（火）9時～17時（12時から13時を除く。）

#### （2）提出書類

本募集要項「第6 提出書類・作成要領」に従い必要書類を作成し、提出のこと。

#### （3）提出方法

ア 一次審査書類は、持参する方法及び郵送（配達証明付）により、事務局へ提出のこと。

イ 郵送する場合は、表に「令和6年度 大原グラウンド ホッケー場再整備事業 一次審査提出書類在中」と朱書きし、11月12日（火）17時必着とする。

ウ 応募者は、令和6年11月8日（金）15時までに事務局に電話をし、一次審査書類の提出する方法及び日時を事前に連絡すること。

エ 指定された日時に提出を終えない場合、いかなる理由があっても、再提出はできない。

### 2. 一次審査結果の通知

一次審査の結果は、令和6年11月15日（金）を目処に、電子メール及び参加資格確認結果通知書にて通知する。

### 3. 無資格理由説明請求

一次審査を通過できなかった者は、その理由について、書面により、以下に示す要領で説明を求めることができる。

#### （1）受付期間

令和6年11月18日（月）～22日（金）9時～17時（12時から13時を除く。）

#### （2）提出方法

説明要求の書面（様式任意）を事務局に提出し、説明を求めることができる。電子メール、郵便、FAX、電話等は不可とする。

#### （3）回答

説明を求めた者に対し、令和6年11月27日（水）を目処に、書面により郵送にて回答する。

## 第5 二次審査（提案審査）

二次審査においては、応募者に対して、提出された技術資料の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施する。応募者が1者の場合も、原則として行うものとする。

ヒアリングの詳細については、別途、参加資格確認結果通知書により一次審査通過を受理した者に対して事前に通知する。

ヒアリングに特別な理由がなく応じられない場合は、参加資格を取り消すものとする。

### 1. 二次審査提出書類の受付

参加資格確認結果通知書により一次審査通過を受理した者は、次により価格提案書を含む二次審査提出書類を提出する。

#### (1) 受付期間

令和6年12月16日（月）・17日（火）9時～17時（12時から13時を除く。）

#### (2) 提出書類

書類を提出する時は、所定の表紙と見出しを付け1冊とし、所定の部数を提出すること。様式の詳細は、別添資料「資料3 様式集」による。

#### (3) 提出方法

二次審査提出書類は、持参による方法により事務局に提出する。

令和6年12月13日（金）15時までに事務局に電話をし、二次審査書類の提出する時間を事前に連絡すること。

### 2. 事業者の選定

本事業における事業者の選定に当たって、応募者の内、最も優れた提案を行った者を客観的に評価し選定する。ヒアリングにおいて確認した内容は書面で記録を行い、技術審査書類の一部を構成し、同等の効力を有するものとする。

#### (1) 選定委員会の設置

本市は、事業者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される「大原グラウンド ホッケー場再整備事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行う。

なお、選定委員は、以下のとおりである。（50音順・敬称略）

選定委員名	所属・役職等
赤羽 良明	いすみ市教育委員会教育長
秋場 茂	いすみ市ホッケー協会会長
浅野 泰	いすみ市役所 建設課 課長
磯貝 正尚	元千葉県農林水産部長
松崎 知人	いすみ市役所 都市整備課 課長

事業者選定前までに、選定委員と本事業に関して接触を持ち又は持とうとした応募者は、失格とする。

## (2) 提案価格の適格審査

提案書に記載された提案価格が、事業設定価格の上限価格と下限価格の範囲内であることを事前に確認する。上限価格を超える場合又は下限価格を下回る場合は失格とする。

## (3) 加点項目の審査

提案価格の適格審査に合格した提案審査書類について、別添資料「資料 2 事業者選定基準」に基づき審査を行い、審査結果を定量化する。

## (4) 審査の内容

選定委員会において、別添資料「資料 2 事業者選定基準」に基づき、本事業に係る技術提案書等の提出内容による技術評価点と提案価格による価格評価点の合計得点（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。また、次に総合評価点の高い提案を優秀提案者として選定する。但し、技術評価点が 50 点未満の場合、選定の対象としない。

なお、総合評価点の最も高い提案が 2 以上ある場合、提案価格が最も低い提案を最優秀提案者として選定する。

## (5) 審査項目

審査項目は、別添資料「資料 2 事業者選定基準」を参照すること。

# 3. 審査結果及び評価公表

## (1) 審査結果

本市は、選定委員会から最優秀提案者及び優秀提案者の選定の答申を受け、その結果に基づき、最優秀提案者及び優秀提案者を決定し、全ての応募者に対し、当該応募者の合否について書面にて通知する。

本市は、決定された最優秀提案者を事業者として、随意契約により設計施工一括契約する予定である。

## (2) 参加資格の喪失

以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 提案書の提出日以降、最優秀提案者の決定までに、単体企業又は共同企業体の構成企業のいずれかが本募集要項「第 3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失した場合。

イ 最優秀提案者の決定までに、単体企業又は共同企業体の構成企業のいずれかが本募集要項「第 5 2. (1) 選定委員会の設置」に示す選定委員に対して、本事業に関して直接間接を問わず連絡を求めたり接触したりした場合。

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

## (3) 選定の取消し

本市は、選定した事業者が、契約締結までに本募集要項「第 3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失した時は、選定を取消すことができる。但し、やむを得ない事由による場合は、本市と協議を行うこととする。

## (4) 審査講評の公表

本市は、事業者選定後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を本市のホームページを通じて公表する。審査講評の公表時期は、令和 7 年 3 月下旬を予定している。

## 第6 提出書類・作成要領

### 1. 一次審査に関する提出書類

応募者は、(様式 2-1) から (様式 2-10) について、見出しを付けた上、一括してダブルクリップ止めし、正本 1 部を含む所定の部数を提出すること。

各ファイル形式に応じた電子ファイルを CD-ROM にて 1 セット提出すること。なお、押印を要する書類については、PDF 形式とすること。

### 2. 応募辞退時に関する提出書類

一次審査書類を提出した者で、応募を辞退する場合は、「(様式 3-1) 応募辞退書」を提出すること。

### 3. 二次審査に関する提出書類

二次審査の提出書類は、各様式の要領に従い、記載すること。

#### (1) 一般的事項

ア 応募書類の具体的な内容は、別添資料「資料 3 様式集」を参照すること。

イ 使用する本文の文字の大きさは、原則として 10 ポイント以上とすること。

ウ 応募書類の作成に当たっては、その主旨が十分に伝わるよう、具体的かつ簡潔な文章表現とすること。また、必要に応じて、文章表現を補うために、着色や図表等を採用しても構わない。

エ 各様式の所定の欄に、本市より送付された参加資格確認結果通知書に記載された提案受付番号を記載する。但し、「(様式 4-3) 特定事業共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書」は提案受付番号を要しない。

オ 模型の提出は不要とする。但し、透視図や各計画図等へ模型写真をカットとして表示することは認める。

カ 応募書類の変更、差替え又は再提出は、原則として認めない。

キ 応募書類一式「技術提案書 ((様式 5-1) ~ (様式 5-6)) 及び設計図面 ((様式 6-1) ~ (様式 6-8))」を、各ファイル形式に応じた電子ファイル及び PDF ファイルにて、電子媒体 (CD-ROM 等) で 1 セット提出すること。

#### (2) 価格提案書

ア 提案価格は、本募集要項「第 1 4. (3) 契約金額」を踏まえた金額の総額 (消費税及び地方消費税を除く) とすること。

イ 「(様式 4-1) 価格提案書」、「(様式 4-2) 提案価格内訳書」は、封筒に入れ厳封すること。

#### (3) 技術提案書及び設計図面

ア (様式 5-1) から (様式 6-8) は 1 冊とし、表紙と見出しを付けて所定の部数を提出すること。

イ 各々の書類に表紙 (様式 5-1) (様式 6-1) と、見出しを付けて 1 冊にまとめ、A4 縦長左綴じで「正本 (製本 1 部)」及び「副本バインダー綴じ 12 部」を提出する。

ウ 副本のバインダーは 2 穴式とし、簡易でかさばらないもの (取り外しが可能なもの) を使用すること。

エ 正本については応募者名を付け、副本については応募者が特定できる住所・会社名・氏名、マーク等の表記は付さない (既定のある場合を除く。)

オ 図面は紙面の上を北とし、説明の記入、着色は自由とする。

カ 設計図面①（様式 6-2）から設計図面⑧（様式 6-8）までの全ての紙面の右下に「大原グラウンド ホッケー場再整備事業 応募案」、図面等名称、提案受付番号を記載する。

キ 「（様式 4-3）特定事業共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書」は、綴じずに 1 部提出すること。

ク 「（様式 4-4）誓約書」は正本に綴じることとする。

#### **（4）提案サンプル**

ア 提案人工芝等構成書に記載した、提案内容と同一内容で構成するサンプル（人工芝、基布等及び充填材の一体物とし、縦 10 cm×横 20 cm程度のクリアケース入り）を 12 個提出すること。

イ クリアケースは、その触感等が確認できるよう上部で開放できるものとし、緩衝材等を使用するなどして、持ち運び等による破損等を防ぐこと。

## 第7 その他

### 1. 留意事項

#### (1) 募集要項の承諾

応募者は、価格提案書及び技術提案書等の提出をもって、募集要項（本募集要項の他に、別添資料「資料1 発注仕様書」「資料2 事業者選定基準」「資料3 様式集」「資料4 図面等」「資料5 契約書（案）」を含む。）の内容を承諾したものとする。

#### (2) 費用負担

応募に関する必要な費用は、応募者の負担とする。

#### (3) 提出書類の取扱い・著作権

##### ア 著作権

提案書類の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。なお、提出書類は返却しない。

##### イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は原則として応募者が負う。但し、本市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等を指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、応募者が特許権等の対象であることを過失無くして知らなかった場合には、本市が責任を負う。

##### ウ 提案書の情報公開請求

提出書類に係る内容は、「いすみ市情報公開条例」第7条に基づき、非公開の対象とする。

##### エ 市の使用・公表

本事業において、公表が必要な場合、その他本市が必要と認める時には、本市は、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、提案内容を公表する場合には、事前に当該事業者の承諾を得るものとする。

#### (4) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

#### (5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

#### (6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

#### (7) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### 2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報の公開及び情報の提供は、本市のホームページを通じて行う。

本募集要項に定めることその他、プロポーザル実施に当たって必要な事項が生じた場合においては、本市のホームページを通じて情報提供を行う他、参加表明書受付以降については、応募者に個別に通知する。

以上